

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一―三四―一〇

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一〇十九 （略） 二十 その他	別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一〇十九 （略） 二十 その他

								人事管理文書の区分
再生特別措置法	福島復興	第四十八	条の二第	一項又は	第八十九	条の二第	一項の要請の文書等	
								基準日
								派遣の終了した日
								保存期間
								三年

								人事管理文書の区分
再生特別措置法	福島復興	第四十八	条の二第	一項又は	第八十九	条の二第	一項の要請の文書等	
								基準日
								派遣の終了した日
								保存期間
								三年

四項若し	くは第五	項又は第	八十九条	の三第一	項、第四	項若しく	は第五項	の同意の	文書等	第四十八	条の三第	一項又は
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

四項若し	くは第五	項又は第	八十九条	の三第一	項、第四	項若しく	は第五項	の同意の	文書等	第四十八	条の三第	一項又は
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

等	出 の 文 書	五 項 の 申	条 の 三 第	第 八 十 九	五 項 又 は	条 の 三 第	第 四 十 八	書 等	決 め の 文	一 項 の 取	条 の 三 第	第 八 十 九
---	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--------	------------------	------------------	------------------	------------------

等	出 の 文 書	五 項 の 申	条 の 三 第	第 八 十 九	五 項 又 は	条 の 三 第	第 四 十 八	書 等	決 め の 文	一 項 の 取	条 の 三 第	第 八 十 九
---	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--------	------------------	------------------	------------------	------------------

備考	一 三	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
備考	一 三	(略)	
	(略)	(略)	文書等
	(略)	(略)	第五項の 申出の文 書等
	(略)	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表令和三年オリンピック・パラリンピック特措法の

項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。